

パーキング・チケット廃止及び交通規制の見直しについて

～ 岩手県警察本部からのお知らせ ～

「物流の2024年問題」など社会情勢の変化に対応した交通規制を実施するため、盛岡市大通地区及び内丸地区(亀ヶ池前)のパーキング・チケットを令和7年3月末で廃止し、交通規制を見直すことにより安全かつ効率的な交通環境の整備と利便性の向上を推進します。

令和7年3月31日 パーキング・チケット廃止

現在のパーキング・チケット運用と交通規制

	規制種別	時間	対象
大通	駐車禁止	終日	自動車(二輪を除く)
	駐車可	6:00～10:00	貨物の積卸し中の車両(枠内)
	時間制限駐車区間	10:00～20:00	車両(パーキング・チケット駐車)33枠
	駐車可	20:00～10:00	タクシー、運転代行車(枠内)
	右側駐車可	20:00～10:00	廃棄物処理車両、許可車両
亀ヶ池前	駐車禁止	終日	自動車(二輪を除く)
	駐車可	6:00～10:00	貨物の積卸し中の車両(枠内)
	時間制限駐車区間	10:00～20:00	車両(パーキング・チケット駐車)13枠
	駐車可	20:00～10:00	タクシー、運転代行車(枠内)
	右側駐車可	20:00～10:00	廃棄物処理車両、許可車両

【大通】



【亀ヶ池前】

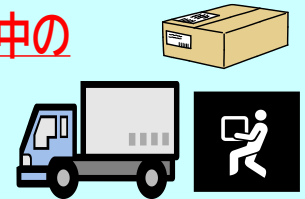


令和7年4月1日 交通規制の見直し

○ 大通(サンビル→盛岡駅方向)

「物流の2024年問題」に対応するため、「**貨物の積卸し中の車両を駐車可(枠内)**」とします。

【上記対象時間】 **午前10時～午後8時(駐車枠33枠)**



○ 亀ヶ池前

大通地区及び内丸地区周辺におけるタクシー利用の利便性を高めるために、「**タクシーを駐車可(枠内)**」とします。

【上記対象時間】 **午前10時～午後8時(駐車枠13枠)**



※駐車禁止(自動車(二輪を除く))区間内の駐車可の規制となるため、二輪及び駐車可対象車両以外は枠内に駐車することはできません。
(駐車禁止除外標章の掲出車両は駐車可能)

【駐輪対策】

○ 大通(サンビル→盛岡駅方向)

大通の歩道において自転車の駐輪が歩行者の通行を阻害しないように歩行者の安全な通行空間を確保するため、**規制見直し後、大通の駐車枠の一部を駐輪場に転用する予定です。**
(盛岡市実施予定: 駐輪場設置)



※パーキング・チケット廃止及び交通規制の見直しは、岩手県議会2月定例会における審議・採決等(関係条例の改正、関係経費の予算)を経て実施予定

岩手県警察本部(担当: 交通部交通規制課、盛岡東警察署)